＜司会＞

本日はお集まりいただきありがとうございます。

品川区長記者会見を始めさせていただきます。

私、進行を務めます、広報広聴課長 辻と申します。

本年4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いします。

また、本日列席しております、伊﨑教育長でございますが、令和5年4月13日に教育長に就任いたしました。よろしくお願いします。

それでは、森澤区長より、一般会計第2号補正予算案等についてご説明をいたします。

そのあとに皆さまからのご質問をお受けいたします。

終了は11時50分を目途としておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは区長、よろしくお願いします。

＜区長＞

皆さま、本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

品川区長の森澤恭子です。

令和5年度が始まって、約1カ月半が経過いたしました。

「新時代のしながわ」のスタート元年として、さまざまな施策を進めております。

そして、私も区長就任から5カ月ちょっとが経過して、というところになります。

本日は、第1回臨時会に提出する予定の補正予算案と、未来へつなぐ環境都市しながわの取り組み、そして、令和2年に区立学校で発生したいじめの重大事態の対応について、ご報告、ご説明をさせていただきます。

それでは、着座にて失礼いたします。

最初に、第1回臨時会に提出する予定の補正予算案、20億8,474万円の内容についてご説明させていただきます。

引き続き、エネルギー価格の高騰など、物価高騰の影響を受けている区民、事業者を支援するための補正予算案となっております。

主な施策をご説明いたします。

初めに、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金でございます。

物価高騰による負担増を踏まえまして、国が予備費を活用した支援を決定いたしました。

区でも特に家計への影響が大きい低所得者に対し、物価高騰対策支援給付金を支給します。

なお、国が低所得者支援枠の対象としているのは、住民税非課税世帯ですが、区の独自施策として、住民税均等割のみ課税世帯および家計急変世帯を対象といたします。

給付金額は、1世帯、3万円でございます。

続きまして、低所得の子育て世帯に対する支援となります。

児童扶養手当受給者および非課税の子育て世帯等に対する、子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、先日、令和5年度一般会計第1号補正予算を専決処分し、5月末に支給を開始すべく準備を進めているところですが、食費等の物価高騰を鑑みまして、区独自の施策として、支給対象者に18歳以下を含む住民税均等割のみ課税（所得割非課税世帯）を対象といたします。

給付金額は児童1人当たり5万円で、支給は令和5年7月から開始する予定であります。

続きまして、給食費無償化に関連をいたしまして、都立特別支援学校給食費補助についてになります。

4月から、区立学校に通う、全児童・生徒の給食食材費を無償化しておりますけれども、3月の記者会見でもお話をさせていただきましたが、都立特別支援学校に通う児童・生徒についても、所得制限を設けず、給食費相当分を支給し、保護者の負担軽減を図ります。

対象者は、品川区に在住していて、都立特別支援学校に在籍している児童・生徒です。

申請の受け付けは、令和5年9月までに開始し、4月分からの遡及支給を行う予定であります。

続きまして、未就園児の定期的な預かりモデル事業であります。

こちらは、当初予算で、国のモデル事業を活用した未就園児の定期的預かり事業というのを組んでおりますけれども、これに加えて、東京都の新規事業を活用し、未就園児に対して週1回から2回程度の定期的な、かつ継続的な預かりを行うとともに、保護者との定期的な面談や子育てに関する助言を行い、在宅子育て支援の拡充を図ってまいります。

これは私、以前よりお伝えをしていますが、保護者の就労の有無によらず、保育所で子どもを預かって、そして地域で子どもを育てていく。子育て世代の負担軽減、そして子育て家庭の孤立化を防ぐということは非常に重要だと思っております。

対象児童は保育所等を利用していない、0から2歳児、実施施設は私立認可保育園、地域型保育事業所、認証保育所を想定しています。

続きまして、自転車ヘルメット購入助成についてです。

4月から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車が関わる交通事故が増加する中、区民の生活を守るため、自転車用ヘルメットを購入した区内在住者に対し、助成を行います。

助成方法は、区内共通商品券2000円分を助成決定者に郵送します。

助成の条件は自転車損害賠償保険に加入していること、令和5年4月1日以降に購入されたものとなります。

その他の補正予算案になります。

妊婦健康診査支援事業ですが、3月の記者会見でもご説明させていただいております。

妊婦検診において、超音波検査の公費負担による回数を、昨年度まで1回だったものを今年度から4回に拡充しております。

次に、省エネ化のための既存設備の更新を行う中小企業に助成金を交付し、設備の省エネ化に伴う継続的な負担軽減と、区内経済の活性化を図る、省エネルギー対策設備更新助成金です。

この事業の目的は、エネルギー価格の高騰により影響を受けている区内事業者の支援ですが、省エネ化が進むことにより、限りあるエネルギー資源の有効活用や地球温暖化防止などの推進という側面もあります。

次に、5月8日より新型コロナが5類感染症に変更なったことを踏まえ、本格的な町会・自治会活動が再開されることになります。

町会・自治会の活動に対して、経済的な支援を行うことで、地域のにぎわい創出に向けた活動を後押しし、さらなる地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

最後は、児童・保育施設、障害福祉サービス、介護サービス事業者への支援です。

昨年度に引き続き、電気・ガスなどエネルギー価格等上昇に伴い、事業継続のための支援を行ってまいります。

補正予算の説明は以上になります。

「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」に向け、社会経済情勢や区民ニーズを踏まえた、補正予算を第1回臨時会に提出いたします。

続きまして、未来へつなぐ環境都市しながわの取り組みについて、ご説明をさせていただきます。

2点、プラスチック製品の資源回収の開始と、区有施設で「ZEB」認証を新たに取得し、全国で最多の取得数となったというところをお話させていただきます。

プラスチック製品の資源回収につきましては、こちらはプラマークのついていない製品を含め、さまざまなプラスチック製品を資源として回収し再利用することで、さらなる資源の有効利用とごみの減量につなげていきます。すでに、品川区では、容器包装はやっておりますが、今回、法律の改正に伴ったものですが、プラスチック製品の資源回収を、令和5年6月からモデル地区、実証実験として八潮地区で回収を開始いたします。

その後10月からは、モデル地区として品川・大井地区の一部で回収を開始し、令和6年4月から区内全域で回収を開始することを目指しております。

続いて、中原保育園、中原児童センター複合施設改修において、新たに「ZEB Ready」認証を取得いたしました。

これによって全国で最多の取得数となるということのご報告です。

区有施設では、4施設目となりまして、一般社団法人環境共創イニシアチブ　ZEBリーディング・オーナー一覧によれば、令和5年3月末時点で、全国で最多の取得数となります。

壁やサッシ等の断熱性能を高めるとともに、地中熱を用いた空調設備や太陽光発電システム等により、設計段階で建築物のエネルギー消費量の59％削減を実現しております。

引き続き、SDGs、持続可能な開発目標達成に向けて、必要な各施策を着実に推進していくことで、魅力的で持続可能な品川区を築いてまいります。

.2項目目については以上となります。

＜司会＞

引き続きまして3項目目は、令和2年に発生したいじめの重大事態への対応についてご報告いたします。

ただいま、資料を配布しますので、そのままお待ちください。

それでは区長、よろしくお願いいたします。

＜区長＞

令和2年当時、区内中学校にて発生をいたしましたいじめ事案につきまして、この間、いじめの重大事態としての認知の遅れが発生していたこと、また、その後の対応が遅れ、結果的に本来なされているはずの区長への報告も遅滞していたこと、そういった事案が先日、判明したことから、本日の会見において、経過、対策等をご報告させていただく次第でございます。

事案の概要につきましては教育総合支援センター長からご説明し、その後、教育長からもお話をさせていただきますが、まずもって、いじめにあわれたご本人とそのご家族に、区の責任者として心よりお詫びを申し上げる次第でございます。

本事案を重く受けとめまして、早急に再発防止に取り組んでまいる所存です。

＜教育総合支援センター長＞

続きまして、概要について説明をいたします。

ただいまお配りした、資料をご覧ください。

着座にて失礼いたします。

令和2年に、区立中学校生徒1名に対して、何者かによって、学用品の損壊や机の中に「死ね」などと書かれた紙片の投入等が繰り返しあり、被害生徒は、学校生活に不安を覚え、適応障害と診断されました。

学校では、被害生徒の訴えの後、直ちにこれをいじめと認知するとともに、教育委員会に報告をし、警察とも協力をしながら、いじめ行為の停止に向け、生徒への指導や調査を行うなどの対応を行ってまいりましたが、いじめを解消することができず、当該生徒は、他区の中学校への転校を余儀なくされました。

区教育委員会は、本件について、令和4年3月に、被害生徒の保護者から、いじめの重大事態にあたるのではないかと、お申し出をいただき、いじめ防止対策推進法第28条に基づくいじめの重大事態として、品川区いじめ対策委員会を立ち上げ、令和5年3月まで調査を行いました。

同委員会による調査結果では、学校・教育委員会のそれぞれの対応について、不適切・不十分な点があったこと、また、被害生徒が適応障害の診断を受けたなどの時点で、いじめの重大事態として調査・報告すべきであったことなどの指摘をいただきました。

また、本件に関する教育委員会から区長への報告は、いじめ防止対策推進法の規定により、本来であれば、いじめの重大事態発生時に行うべきでしたが、いじめ対策委員会による調査終了後の、本年4月まで行っておりませんでした。

以上が概要でございます。

これまでの経過、今後の対策等については、記載のとおりでございます。

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条で、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態などを指し、配布資料2ページ以降に参考として、法令と条例の抜粋を掲載しております。

なお、調査結果につきましては、この後、区のホームページに掲載をいたします。

私からは以上でございます。

＜司会＞

引き続きまして、いじめの重大事態への対応について、伊﨑教育長よりご説明申し上げます。

＜教育長＞

はじめに、本件につきましては、いじめの解決にいたらず、いじめを受けた被害の生徒の方に、長い間、つらく悲しい不安な日々を送らせてしまっていること、また、保護者の方をはじめ、ご家族の皆さまに大変不安な日々を長い間送らせてしまっていることにつきまして、心よりお詫びを申し上げます。申し訳ございません。

重ねて、教育委員会といたしまして、重大事態としての認定が遅れましたことをお詫び申し上げます。

ここからは着座にて、ご説明をさせていただきます。

まず、いじめの重大事態の認定ですが、令和2年に、当該被害生徒の方が病気と診断された時点で、本来であれば、いじめの重大事態として取り扱うべきものでありました。

また、いじめの重大事態が発生した際に、いじめ防止対策推進法に規定があるように、速やかに区長への報告を行うべきでしたが、それができていませんでした。

大変に申し訳ありませんでした。

なお、令和4年度に、今回の件を受けて、在校生の状況について、改めて確認をしたところ、令和3年度にいじめにより不登校になった事案が1件ございました。

この件は解決をしておりますが、重大事態として認定をしております。

続いて、今後の対策について申し上げます。

私は本件の報告を受け、いじめの重大事態に対する認識の甘さや、教育委員会および学校での組織的対応に課題があると考えております。そのため、現状を変えるべく、大きく三つの見直しを進めてまいります。

まずは、いじめは絶対に許さないという意識をさらに徹底させてまいります。

そのために、まず、品川区いじめ防止対策推進基本方針について見直しを行い、意識の徹底を図ります。

中でも、重大事態の対処に関しての記載を充実させるなどとともに、具体的な対応策を示してまいります。

教員に向けては、研修などにより、いじめ防止対策推進法や、品川区いじめ防止対策推進条例などの法令等の理解の徹底を図ります。

児童・生徒に対しては、いじめは絶対許されないという指導を改めて徹底させてまいります。

二つ目は、組織的対応の見直しです。

教育委員会内での情報共有のあり方や体制および教育委員会と学校との連携の強化などを行ってまいります。

特に学校における学校いじめ対策委員会の定期的な開催を徹底させ、教育委員会として適切に指導管理をしてまいります。

三つ目としましては、教育委員会内での法令制度の理解を改めて徹底し、手続き等に瑕疵がないようにしてまいります。

これらの改善対策を進めるとともに、区長部局や関係機関との提携を強化していきたいと考えております。

＜司会＞

最後に、再発防止策など、今後の対応について、区長よりご説明申し上げます。

＜区長＞

事案の経緯および教育委員会での認識、そして対策等について、今ご説明をさせていただきましたが、最後に私から、今後、こうした事案が起こることのないよう、抜本的な対策を早急にして進めていくことをご説明させていただきます。

私自身、本事案の報告を受け、その後、直ちに区長部局内に外部有識者による品川区いじめ問題調査委員会を立ち上げるよう指示をいたしております。

現在、具体的な人選を行っているところでありまして、今月中には立ち上げをしたいと考えております。

その上で、この委員会において、今回の事案の検証とともに、例えば、寝屋川市などにおける対応事例などを参考にしながら、区長部局直轄で弁護士やケースワーカーなど、専門家が、第三者的な立場から、いじめの早期発見、早期解決に取り組む、そうした専門部署の構築を含め、早急に検討してまいります。

改めてではありますが、本件については、区政の責任者として大変重く受けとめております。

いじめの早期発見と早期解決のための専門部署設置は、昨年12月の区長選挙でも掲げたものでありましたが、こうした取り組みをより一層スピーディーに進めていくことで、品川区政におけるいじめの早期発見、早期解決に向けた抜本的な対策強化を図ってまいる所存です。

私からは以上です。

＜司会＞

それでは質疑応答に入ります。

恐れ入りますが、ご質問は、内容をまとめて簡潔にお願いできればと存じます。

また、ご質問の際は、所属とお名前をお願いいたします。

それでは、ご質問のある方は挙手をお願いします。

＜質問者A＞

今日お話があった中で、ニュースになりそうなのは2点かなと思いますので、2点ご質問させていただければと思います。

まず1点目は補正予算について。

都立の特別支援学校の給食費の無償化のお話があったかと思いますが、区立の小・中学校の給食費の無償化については、品川区も含めて、複数の自治体で、取り組みが進んでいるかと思います。一方で特別支援学校については、都立ということもあって、制度のはざまにおかれて無償化の対象外とこれまでなっていたかと思います。

今回の補正予算で品川区は、この特別支援学校についても無償化をするという方針を示しましたが、ここまで踏み込んで、無償化をやるっていうのは、都内初の取り組みで、まさに制度のはざまに置かれた方々の声をふまえたすばらしい取り組みではないかなと思います。

そこで、この都内初の制度を導入する意義と、区長の思いをお聞かせいただければというところが1点です。

もう1点は、先ほどいじめのお話があったかと思いますが、今回の事案そのものは確かに重大な事案かと思いますが、お話を聞いているといじめの事案が発生したのが令和2年、ということなので、随分前、3年前の事案で、そうすると森澤区長が就任前に発生した事案ということで間違いないですか。

まず、そこを確認させていただいて、その上で区長が、報告を受けたのが、4月下旬、いうことなので、区側からの報告を受けて、本日、急遽会見を開いたということで間違いないかというのは、まず確認させてください。

その上で、先ほど、区長、いじめの専門部署の設置を進めるということでおっしゃっていましたが、まさに今回の肝というのはそこにあるのかなと思っていまして、今回こうした事態があってある意味機会として、ということになるのかもしれませんが、区長部局にいじめの専門部署を設置するというのは、都内の自治体では初めての取り組みではないかと思います。

こうしたところまで踏み込むこととしたのは、区長ご自身のご判断なのかということと、その具体の内容も含めてお伺いできればと思います。

＜区長＞

まず、都立の特別支援学校の給食費無償化、給食費の補助についてですが、3月の記者会見でもお話をさせていただきましたが、特別支援学校に通うにあたっては、区の教育委員会の就学相談等、そういったものを通じて、都立の支援学校に通っていただくということもありますので、やはり、区内の児童・生徒、また副籍交流等も区内の学校と行っておりますので、そういった意味で区立の小・中学校、義務教育学校に通っている生徒・児童さんと同じ対応が必要だと考えた次第であります。

続きましていじめの件でありますけれども、確かに令和2年に起こっている事案ではありますけれども、区の責任者として非常に重要、重大な事態だと受けとめておりますし、この長い期間にわたって、被害にあわれた生徒さん、保護者の方々に、多大なご心労等をおかけしていることを本当に申し訳なく、大変申し訳ないと思っております。

私は昨年の12月の区長選で、いじめの早期発見、早期解決のための専門部署の設置というのも掲げておりました。

今、こういった事案を受けてというか、本当にスピーディーに、その設置に向けて、これから委員会を立ち上げますので事案の検証で何が構造的に課題だったのかっていうところも含めまして、検証した上で、どういった仕組み、体制が効果的なのかということについて検討し、私はもともと寝屋川市などの弁護士とかケースワーカーとかそういった専門家、第三者的な立場を持っている人が、早期発見、早期解決に取り組む、そういったことが必要ではないかと考えておりましたので、そういったことも含めて、早急に検討していきたいと思っております。

＜司会＞

はい、他にございますでしょうか。

＜質問者Ｂ＞

いじめの重大事態についてなんですけれども、概要のところで、学校、教育委員会それぞれ対応について不適切・不十分な点があったとあるんですけども、教育委員会については、区長への報告を怠ったということなどがあるのかなと思うんですけど、学校側の対応の不適切・不十分な点というのは具体的にどういうところなのか。というのと、そもそも、令和4年の7月になるんですかね、いじめ対策委員会の諮問が行われている時点とかで、区長に直接報告がなくても、区長のほうで把握できるものではなかったのかと、ちょっと思ったんですけど、要は内部、庁内で行われていることなので、なんというか、その中で知り得ることもできたんじゃないかとちょっと思ったんですが、その辺りいかがでしょうか。

＜教育次長＞

まず、学校側の対応の不備ということですが、基本的には学校でも被害生徒から訴えがあった直後からいじめと認識し、対応してまいりました。

いじめ対策委員会、先般、ご提言等をいただいたところではございますが、組織的対応については、もっと徹底できたのではないかということであったり、当該生徒さんへの気持ちへ配慮、支援が欠けていたのではないか。

それから、重大事態として、これは教育委員会も同じですけれども、重大事態としての、やはり対策を早急にとるべきではなかったのか。というような点が、主に学校側の不備といいますか、課題として、いじめ対策委員会から挙げられたところでございます。

それから、令和4年のあたまの段階で、いわゆるいじめの重大事態として教育委員会の方は、認定をさせていただきましたが、こちらにつきましては、区長への報告について、一旦認識はしておりましたが、手続き的なものが漏れていたということがございまして、こちらは完全に教育委員会の不適切な対応だったと考えてございます。申し訳ございませんでした。

＜質問者Ｂ＞

そうすると、学校側としては、令和2年の2月なのか、もしくは7月の時点で、もう重大事態として認識して、教育委員会の方に、報告をすべきだったところをしてなかったという理解でよろしいでしょうか。

＜教育次長＞

令和2年に学校が対策を講じてから、教育委員会とも連携しながら、対応はしていたところでございます。

重大事態に当たるという認識につきましては規定の通りでありますけれども、そちらにあたる認識が、教育委員会といたしましても、また、学校といたしましても、そちらの方が双方、重大事態に当たるという認識について欠けており、対応が甘かったと感じているところでございます。

＜質問者Ｂ＞

あと、令和4年3月に保護者の方から申し出があったということですけれども、これは、具体的に、教育委員会のほうに連絡があったのかとか、ちょっと時間がたっている段階での報告、申し出なので、何かきっかけというか、何かタイミングでこう報告があったのか、もし分かればというのと、

あと、難しいのかもしれないけど、この生徒さんは、性別とか学年っていうのは明かせないという理解でよろしいでしょうか。

＜教育次長＞

まず、対応についてでございますが、この間、2年に発生してから、転校されて、またそれからしばらくの間、保護者からのご連絡だったりご要望だったりしたところもありまして、まず転校されるまでに、加害行為がなくなるような体制づくり、学年の生徒への聞き取り等の対応をし、それから、3年度につきましては、転出された後でも、学校、教育委員会、地域共同による、調査、これも保護者の方とご相談、ご要望等を承って、調査を行っていたわけですが、正確な事実確認、いじめを行ったものというようなところについては、最後まで特定できなかったということでございます。

そういうやりとりをさせていただいている中で、令和4年の3月に、保護者の方から、いじめの重大事態に当たるのではないかというお申し出をいただきまして、改めて私どものほうでも、こちらは重大事態として認定すべきであるというふうに、この時点で至りまして、品川区いじめ対策委員会による調査を行わせていただいたものでございます。

それから、性別と学年というところであるかと思いますけれども、性別は、すみません。こちらは申し上げられません。それから、学年に関しては、いじめの発生段階においては、7年生、転出されるときに、8年生ということで、その後、他区の学校へ転校されたということであります。

＜質問者Ｂ＞

つまり中学1年、ということですか。7年生というのは。

＜教育次長＞

7年生、他区等では、中学1年と呼んでおりますが、品川区では7年生と呼んでいます。

＜質問者Ｃ＞

いじめの関係で時系列を、整理したいんですが、重大事案、重大事態とその区教委が認定したっていうのは、令和4年の3月に保護者からあって、もうその3月中に認定しているんでしょうか。

＜教育次長＞

お申し出をいただいた3月の段階から、始終、検討いたしております。

で、私ども、品川区いじめ対策委員会というのを設けておりますので、4月に入りまして、臨時で、そのいじめ対策委員会を開催いたしまして、私どもとして重大事態として調査に当たるべきではないかということで、会議の中でもお話をさせていただきまして、対策委員会も調査に当たることが適切だというようなこともありましたものですから、そののち、学校の方に、教育委員会へ、まず文書の提出を求めまして、その後、調査を開始したところでございます。ですので、認定をさせていただいたのは、5月というようなことになるかと思います。

＜質問者Ｃ＞

つまり、その対策委員会があって、学校側からさらにその教育委員会へ、重大事態だったと報告があったから、認定したということですか。それとも区教委が。認定をする主体はどこになるんですか。区教委だと思うんですけど、区教委が認定したっていう、その学校からさらに報告があって、5月にかかっちゃったんですか。それとも、委員会の中でも、そもそもそこの時点で認定はできなかったんでしょうか。

＜教育次長＞

教育委員会といたしましては、いじめ対策委員会でのご意見も含め、検討した結果、5月に認定をさせていただきました。こちらについても、遅いというご批判があろうかと思いますが、実際については、5月ということで、その際に、学校の方からですね、重大事態としての届け出、報告ということをもらったということになります。

＜質問者Ｃ＞

教育、いじめ対策委員会というのはどういった組織、構成のメンバーになってるんでしょうか。完全に庁内組織なのか。教えていただければと思います。

＜教育次長＞

いじめ対策委員会というのは、いじめ対策の条例等に基づいて第三者による対策委員会というものを設置しておりまして、いわゆる外部の方で構成されております。品川区におきましては4名で構成されておりまして、学識経験者、法律、心理、福祉の専門家の方々で構成をしているものでございます。

＜質問者Ｃ＞

あと、区長さんに、要するにこういったことをですね、公約で訴えられてたという話でしたが、ここまで報告がやっぱり遅れてしまったことに対して、区長さんとしてどのように考えてるかっていうのを教えてください。

＜区長＞

やはり、構造的なその体制の課題というのがあると思います。認識の甘さというところもあると思いますし、そういった点も含めまして、今後そういったことが起こらないように、対策を教育委員会と連携をして、しっかり進めていきたいと思っていますし、学校現場、教育委員会、対応しておりますけれども、なかなか、そこでの限界があるのではないかということも、今回の件で、感じているところではありますので、区長部局において、第三者的な立場から、早期解決、発見に取り組む、そういった専門部署の構築ということも含めて早急に検討していきたいと思っております。

＜司会＞

その他、ございますでしょうか。

＜質問者Ｄ＞

いじめの関係なんですけども、この経過の部分には令和2月にいじめと判断される事案の発生とあるんですけども、具体的には、いじめはどれぐらいの期間、どれぐらいの回数確認されたのかというのをちょっと詳細を伺いたいんですが。

＜教育総合支援センター長＞

いじめの期間ですけれども、令和2年の2月にそういった事案が、まず発生をいたしまして、それは令和元年の3学期でした。その後、令和2年度に入りまして、9月までそういった事象が起こっています。学用品については、令和元年度に3回、紙片の投入については、年度をまたがって全部で10回、そういったものが繰り返されていたというものでございます。

＜質問者Ｄ＞

紙片のメッセージっていうのは、ここで具体例として死ねという言葉がありますけども、ほかにはどんな文言が記入されていたかについては、いかがでしょう。

＜教育総合支援センター長＞

例えば、「消えろ」ですとか、「死ねば」ですとか、「今日中に殺す」など、こういったような文言が書かれておりました。

＜質問者Ｄ＞

続いてなんですけども、今月中に第三者委員会の設置っていうのも、対応策として書かれてるんですけども、今後、調査はどれぐらいの期間行って、最終的には中間、あるいは、結果報告書というのを、対外的に公表する予定があるのかという点、確認させていただければと思います。

＜区長＞

これは区長部局で立ち上げるものでありまして、5月中にできれば、人選含め立ち上げまして、夏ごろをめどに、委員会でまとめていただきたいというふうに思っています。

＜質問者Ｄ＞

その報告書は、マスメディアはもちろんですけど、対外的に公表される予定は。

＜区長＞

はい。公表する予定です。

＜質問者Ｄ＞

あるということですね。承知しました。

＜区長＞

はい。対策も含めて。

＜質問者Ｅ＞

区長にお伺いしますが、本日のこの記者会見ですね、普段どおりの会見のような案内しか来ておりませんが、本当にですね、いじめ問題を重大視しているんであれば、少なくともメディアに案内をするために、今回、こういったいじめ事案の案件を発表しますと、いうようなことで、いじめ問題があるんだったら、参加しようという、ジャーナリスト、メディア、もっといたはずです。

そして、ここまでの時間での質問も、補正予算ではなくほとんどいじめ問題に集中してます。

なぜですね、今回この補正予算とかとの、通常の記者会見の中の一つのものとして発表すると。それも事前にアナウンスをせずにと。なんでこのような、逃げるような会見のやり方をしたのか、非常に森澤区長らしくないなと思いますがどうでしょうか。

＜区長＞

そうですね。それについて言えば、4月下旬に正式な報告を受けまして、さまざまな事実関係の確認、そういったことも含めて、やはり早急にご報告させていただく必要があるのではないかと思いまして、今回の区長会見でご報告をさせていただいている次第であります。

＜質問者Ｅ＞

この問題は、この問題だけの独立した記者会見をして、そういったことを発表しますというかたちで、教育関係、あるいはいじめ問題に関心のある、フリーのジャーナリスト等、普段ですね、案内をもらってないような、ジャーナリストも参加できるように、しっかりと案内して、開催すべきだったような内容だと思います。

要望として、今日と別に、再度、そういったような、広く、参加をできるように呼びかけてこの内容について、会見を求めたいと思いますがどうでしょうか。

＜区長＞

品川区としては本日、この記者会見でさまざま真摯にお答えをしようと思っておりますので、ぜひこの場でご質問をいただければと思います。

＜質問者Ｅ＞

ですから、ここに来てない記者が質問したいっていう内容だと思います。

その方が質問できない。今日、偶然ね、来てたジャーナリストは取材、質問できますけど、ね、このいじめ問題について非常に取り組んできたようなジャーナリストとか、そういった方が参加できないじゃないですか。質問できないじゃないですか。そういった方が、しっかりと質問できるような機会を提供してください。

＜区長＞

こちらの記者会見では、今ご質問をお受けしておりますけれども、後日、個別にもちろんお聞きになりたいことについてはしっかり対応させていただく予定であります。

＜質問者Ｅ＞

何か個別じゃなくて、こういった会見で、それぞれいろいろな方から質問して、その質問を受けて、また質問したいことがあるわけですから、こういったかたちで、集めての会見を、個別で質問、取材してくださいというかたちではない会見を求めます。

＜区長＞

繰り返しになりますが、本日の記者会見にご出席いただいている皆さんに、ご質問、いろいろな角度からご質問いただければと思いますし、後日、ご質問なされたい方についてはしっかりと対応させていただきたいと思っています。

＜質問者Ｅ＞

わかりました。

これ、目黒区ではですね、目黒区議会のほうでは、文教・子ども委員会のほうで、毎年、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施結果だったり、目黒区立学校におけるいじめの状況、目黒区立学校における不登校の状況、こういったですね、ことをきちんと委員会のほうで毎年しっかりと報告してます。どういったいじめ件数があるかとか、そういったことをしてます。そういったことを取り組んでいれば、こういう報告が遅れるということは防げたように思いますが、今後、そういった、区議会の方の委員会で定期的にこのいじめ問題について報告をさせるというような意向は、森澤さんどうでしょう。

＜区長＞

今回の事案を受けまして他の自治体の事例なども、やはりしっかりと公表していくことが必要だと思いますので、その他の自治体の取り組みなども参考にしながら今後どういった体制、あるいは公表をしていくのかもあわせて考えていきたいと思っています。

＜質問者Ｅ＞

品川区では過去にいじめで、3人のお子さんが亡くなっているっていうことがあるらしいと聞いたんですけども、そこら辺は事実なんでしょうか。

＜教育長＞

私からお答えを申し上げます。

いじめを起因とした自死ということ。それが平成24年におひとり、亡くなられています。

大変不幸な、重い事案として区も受けとめ、その後さまざまな対策を行っているところなんですが、こういう事態になってしまって、それが今不十分であるということは強く認識しており、改めて改善を図っていきたいと考えているところでございます。

区としておひとりいらっしゃるという認識でございます。

＜質問者Ｅ＞

過去におひとりということなんですか。ちょっと私が、情報提供いただいた方からは3名、過去にあるっていうふうに聞いたんです。そういった3名ってことはないですか。1名が正しいですか。

＜教育次長＞

過去に自死をされた案件について、あと2件ございますけれども、私どもいじめが起因しているととらえているものではございません。それも不幸な事故であったと思っておりますが、原因は別にあったのであろうと考えているところでございます。

＜質問者Ｅ＞

それはその遺族の方もそう思ってるってことですか。同じ考え、いじめではないというふうに、その残りの2名の方は思っているってことでよろしいでしょうか。

＜教育次長＞

確認をさせていただきますが、現状私どもはそのように認識してございます。

＜質問者Ｅ＞

森澤区長、このように、過去にそういった時、重要な事案があったりとかっていうことがあったにもかかわらず、目黒区のように、定期的にきちんとこういった問題を、議員に説明をするという報告をする、それによって質問とかあって、やっぱり教育委員会もそれなりにまた対応するということで、もしかしたらこの問題の発生は防げなかったかもしれませんが、このようにですね、区長のところに情報が入るのが遅れるなんていう事態は、防げたはずです。きちんとした、そういった議会への報告っていうのを義務化というか、そういうかたちにするべきだと思いますがそこについてもう一度お願いします。

＜区長＞

今、以前そういったことがあってという話がありましたが、平成25年に、そういったいじめ根絶宣言というのを品川区は行っておりまして、その後、学校の目安箱の配置とか、アイシグナルの導入、HEARTSなど、そういったところでのいじめを早期に発見するという取り組みを進めてきましたけれども、やはり今回の事案を受けて、改めて見直しを図って、いく必要があるということは、教育委員会も認識しているところであります。

そして、先ほどの議会への報告とありましたが、議会の方ももちろんですけれども、やはりしっかりとそういったことを公表していく。そういう事態があったということを公表していく。どういったかたちで行っていくのがいいのかというのは、今回の事象の検証も含めて、検討していく必要が、体制もですね、含めて考えていく必要があると思っています。

＜質問者Ｅ＞

しっかりとしたいじめ対策を、森澤さんがそういった公約でもお話ししてきたことですから、本当に有効なですね、今後の発生を防げる、あるいは起きたものを、しっかりと対応できるような体制をお願いしたいと思います。

以上です。

＜司会＞

そろそろお時間なのですが、まだ。

＜質問者Ｆ＞

いじめ問題に関してなんですけれども、令和2年の2月に認知したということだと思うんですが、そのあと、警察に依頼したということなんですけれども、その内容というのはどういったものだったんでしょうか。で、警察が介入してまで、半年たっても、そのいじめを防げなかった、直せなかったっていうのは、どういった理由なのかなというところを教えてもらえればと思います。

＜教育次長＞

警察についてもですね、学校からご相談をさせていただいて、実際に紙片を見てもらったりとかですね。あるいは、学校の中で、関係部門を集めた会議を行うときに参加をしていただいたり、あるいは登下校の見守りもご支援をいただいたりと、事案があったときに、現場を確認していただきたいと、いうようなことで、対応をしていただいております。

そういう中でも、学校も、いわゆる生徒たちへのアンケートだったり、スクールカウンセラー等を交えた聞き取り等も行ったり、いじめは絶対に許されるものではないというような中での、情報提供等を求めたわけですけれども、最終的にその紙片を書いた人間を特定したりすることができない。というようなことになってございます。

＜司会＞

そろそろお時間なのですがよろしいでしょうか。

＜質問者Ｂ＞

今回の重大事案の関係で、あればなんですけど、教育委員会なり、区長部局の方とかで、その処分とか何かあるんでしょうか。厳重注意なり何かあれば、それだけちょっと伺いたい。

＜区長＞

現時点では、そういうことはございません。

＜司会＞

よろしいでしょうか。

お時間になりましたので、区長記者会見を終了いたします。

なお、会見会場、このお部屋以外での撮影はご遠慮いただいておりますので、何卒よろしくお願いします。

ご参加ありがとうございました。

＜区長＞

ありがとうございました。